

令和4年度茨城県新型コロナウイルスワクチン職域接種支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 茨城県の交付する新型コロナウイルスワクチン職域接種支援事業補助金については、「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（令和4年4月1日付け医政発0401第23号・健発0401第3号・薬生発0401第23号厚生労働省医政局長・健康局長・医薬・生活衛生局長通知）及び「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」（令和4年4月1日付け厚生労働省発医政0401第10号・厚生労働省発健0401第3号・厚生労働省発薬生0401第28号厚生労働事務次官通知）に基づき、事業者に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種（以下「ワクチン接種」という。）について、職域接種（令和3年6月1日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナウイルスワクチンの職域接種の開始について」に規定する接種を指す。以下同じ。）を実施する団体に対して支援を行うことにより、ワクチン接種体制を強化することを目的とする。

(交付対象事業者及び対象事業要件)

第3条 この要綱における交付の対象となる事業者は次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業を指す。以下同じ。）が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施したもの。

(2) 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすもの。

2 この要綱における交付の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する職域接種とする。

なお、企業内診療所が実施する場合、接種対象者が外部の医療機関に向いて接種を受ける場合及び大学の附属病院が当該大学内で実施する場合は対象外とする。

(1) 中小企業又は大学等（以下「中小企業等」という。）が接種を委託した外部の医療機関が、中小企業等の指定した場所に出張して実施する職域接種であること。

(2) 商工会議所、業界団体等が職域接種の実施のために新たに医療機関を開設した場合であって、外部医療機関から医師等を雇用する費用が商工会議所等に発生していて、かつ、職域接種終了後に速やかに医療機関の廃止届けを提出する場合における職域接種であること。

(不交付要件)

第4条 前条の規定にかかわらず、茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当する代表者又は役員が経営に参画しているときは、補助金を交付しない。

（警察本部等への確認）

第5条 知事は、必要に応じ補助金の交付を申請する中小企業等について、前条の該当の有無を県警察本部長あて照会することができる。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助金の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする中小企業等は、次の各号に掲げる書類を知事に申請するものとする。

ただし、第6号及び第7号はこの限りではない。

（1）茨城県新型コロナワクチン職域接種支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式1）

（2）茨城県新型コロナワクチン職域接種支援事業補助金事業報告書（様式2）

（3）事業報告書内訳（様式2別紙1）

（4）新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業における職域接種の実績報告書（様式2別紙2）

（5）領収書整理票（様式3）

（6）職域接種共同実施主体一覧表（様式4）

（7）令和4年6月20日付4文科高第376号「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）大学拠点接種（3回目接種）に係る地域貢献の基準」の策定について（通知）」別添2「地域貢献認定申請書（3回目接種分）」の写し

（8）その他知事が定める書類

2 本補助金の交付を申請するにあたっては、当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び地方消費税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下、「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 本補助金の申請受付期間は、知事が別に定める。

（補助金の交付決定等）

第8条 知事は、第7条第1項及び同条第2項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは補助金の交付を決定し、第6条の規定に基づき算定した額を「茨城県新型コロナワクチン職域接種支援事業補助金交付決定兼額の確定通知書（様式5）」により当該申請機関に通知

し、補助金を交付するものとする。

- 2 知事は、前項の審査の結果、補助金の交付をしない決定をしたときは、当該申請機関に対し、「茨城県新型コロナワクチン職域接種支援事業補助金不交付決定通知書（様式6）」により、その旨を通知するものとする。
- 3 知事は、第7条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（交付申請のみなし取下げ）

- 第9条 知事は、関係書類の不備により振込不能等があり、知事が確認等に努めたにもかかわらず、30日間関係書類の補正等が行われなかった場合その他申請機関の責めに帰すべき事由により交付できなかったと認められるときは、当該補助金の申請が取り下げられたものとみなすものとする。
- 2 知事は、前項の規定により当該申請書が取下げられたものとみなしたときは、「新型コロナワクチン職域接種支援事業補助金交付取消決定通知書（様式7）」（以下「交付取消決定通知書」という。）により当該申請機関に通知するものとする。

（調査・提供）

- 第10条 知事は、補助金の交付について、必要と認めるときは、当該申請機関等関係者に対して書類の提出を求め、事情聴取等を行うことができる。
- 2 知事は、補助金の交付に関する情報について、法律等に基づき、国又は地方公共団体等に対し提供することができる。

（交付決定の取消し等）

- 第11条 知事は、補助金の交付を受けた中小企業等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める額に係る交付決定を取り消すことができる。
- （1）故意若しくは重大な過失により申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない補助金を受け、又は受けようとする場合 交付決定した補助金の全額
 - （2）前号に該当しない場合であって、補助金の交付を受けた申請機関に交付されるべき補助金の額を超えて交付を受けた場合 当該交付されるべき額を超えて支払われた部分の額
- 2 知事は、前項第1号に該当すると認めたときは、同号に該当すると認めた日又は補助金の交付決定を取り消した日以後、当該申請機関に補助金を交付しないものとする。
 - 3 知事は、第1項の規定による取消しを行ったときは、当該申請機関に対し、交付取消決定通知書によりその旨を通知するものとする。

（補助金の返還等）

- 第12条 知事は、前条第1項の規定による取消しを行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。
- 2 知事は、前条第1項第1号に基づく取消しを行い、前項に基づく補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合

わせて命ずるものとする。

- 3 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、第1項に基づく補助金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
- 4 第1項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式8)により速やかに、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(書類の整備等)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助金と事業に係る書類を整備し、保存しておかなければならない。

- 2 前項に規定する書類は、補助金の交付を受けた日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年7月19日から施行し、令和4年4月1日実施事業から適用する。

別表（第6条関係）

1 交付対象	2 対象経費	3 基準額	4 補助金の額	5 算定期間
茨城県に所在する中小企業等	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金 ※実施計画の変更に伴い生じるキャンセル料等の経費を含む。	令和3年6月1日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチンの職域接種の開始について」に基づいて設置した会場での職域接種については、1,000円×接種回数とする。 令和3年11月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について」に基づいて設置した会場での職域接種については、1,500円×接種回数とする。	第2欄で算出した対象経費から新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金等を除いた額と第3欄で算出した基準額を比較した低い額	第3期（令和4年度第1回目申請） 令和4年4月1日から令和4年9月30日まで